

(表 面)

様式第五号の二 (第三条の二関係)

イメージ未定稿

※※第	号				
※経 由	※市区町村	平成	年	月	日
町 村 名	受付年月日				
※町 村 平成 年 月 日	※町 村 平成 年 月 日				
提 出 第 号	再 提 出 第 号				
<u>児童扶養手当支給停止関係</u> } 発生 消滅 変更 届					
(ふりがな)		証 書 番 号		第 号	
氏 名					
住 所					
① 支給停止事由発生(変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。 ト その他 ()					
② 支給停止事由消滅(変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。 ト その他 ()					
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 } 発生 消滅 変更 について届け出ます。 平成 年 月 日 氏 名 殿 都道府県知事(福祉事務所長) 市町村長(福祉事務所長)					
※※ 通知 平成 年 月 日					
備 考					

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が母又は父の場合には、母又は父と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの「該当しなくなつた」とは
1) 児童があなた以外の人の養子となつた
2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかつた
3) 父又は母の拘禁が終了した
4) 児童の父又は母が明らかになつた
などの場合をいいます。
- (5) 監護又は養育している児童の数が減つた場合（いなくなつた場合を除きます。）には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となつている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入して下さい。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年若しくは前々年の所得が明らかになる書類又は扶養されるようになった（又は扶養されなくなつたか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本若しくは抄本などの書類、配偶者の前年若しくは前々年の所得が明らかになる書類又は世帯の全員の住民票の写し
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなつた（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

※※第 号					
※経 由 町村名			※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日		
※町 村 平成 年 月 日号 提 出 第			※町 村 平成 年 月 日号 再 提 出 第		
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書					
(ふりがな) 氏 名 -----			証書番号	第 号	
住 所					
<p>次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。</p> <p>(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。</p> <p>(2) 障害の状態にある。</p> <p>(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 () により就業することが困難である。</p> <p>(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 () により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。</p>					
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p>都道府県知事 (福祉事務所長) 殿</p> <p>市 町 村 長 (福祉事務所長)</p>					
※※ 通 知 平成 年 月 日 第 号					
備 考					

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌日の初日から起算して5年を経過した日）又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行つた場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。

2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類

イ 雇用されていることの証明の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを明らかにできる書類

ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類

ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類

ホ 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行つたことを明らかにできる書類

(2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類

イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は間接結核、骨ずい炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）

(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類

(4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類

イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類

3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は（ ）内を記入してください。

4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、㉔から㉕までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
- 3 あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 4 ~~あなたが対象児童と一時的に同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。~~
- 5 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 6 あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ 父又は母が死亡しているときは、当該父若しくは母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 7 ㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ又はへと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 8 ㉔の欄の「受給理由」にチと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
- 9 このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。

様式第八号（第十条関係）

イメージ未定稿

※※第 号		(表 面)	
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 平成 年 月 日 受付年月日	
※町 村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 平成 年 月 日 再 提 出 第 号	
<u>児童扶養手当証書亡失届</u>			
(ふりがな)		② 証書番号	第 号
① 氏 名			
③ 住 所			
④ 証 書 を 失 っ た 日	平成 年 月 日		
⑤ 証書を失った ときの事情			
<p>上記のとおり、児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑤</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p>			
※※証書作成		平成 年 月 日	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 証書の番号がわからないときは、市役所、区役所又は町村役場で聞いてください。
- 2 証書を失ったときは、すぐ、この届書を作成し、住所地の市役所、区役所又は町村役場に提出してください。

注意

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。

なお、ロ、カ又はタを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ)から(ツ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ヨを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヨに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかつこ内に記入してください。

イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。

ロ 手当を受けている人が次の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

(イ) 国民年金(老齢福祉年金を除く。)

(ロ) 厚生年金保険の年金

(ハ) 船員保険の年金

(ニ) 恩給

(ホ) 国家公務員共済組合の年金

(ヘ) 条例による地方公務員の年金

(ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は
旧市町村職員共済組合の年金

(チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金

(リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金

(ヌ) 国会議員互助年金

(ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金

(ヲ) 執行官の恩給

(ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金

(カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金

(ヨ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当

(タ) 労働者災害補償保険の年金

(レ) 国家公務員災害補償制度の年金

(ツ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金

(ソ) 地方公務員災害補償制度の年金

ハ 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。

ニ 児童が手当を受けている父に監護されなくなり、又は生計を同じくしなくなった。

ホ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。

ヘ 児童が死亡した。

下 児童が日本国内に住所を有しなくなった。

テ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

リ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」といいます。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。

ヌ 母の監護を受けている場合若しくは養育者の養育を受けている場合であつて、児童が父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同様。)と生計を同じくするようになった。

ル 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、母と生計を同じくするようになった。

ヌ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。)等により、児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同様。)に養育されるようになった。

ワ 父が婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。

カ 児童が父又は母の死亡によつて支給されるロの(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

ヨ 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によつて支給される次の(1)から(8)までのいずれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。

(1) 労働基準法による遺族補償

(2) 国会職員法による災害補償

(3) 船員法による遺族手当

(4) 災害救助法による遺族扶助金

(5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付

(7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付

(8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

タ 母若しくは養育者が受給者である場合であつて、児童が父に支給される口の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となつた又は父が受給者である場合であつて、児童が母に支給される口の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となつた。

レ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童

2 手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならぬ人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。

※※第 号		(表 面)			
※経 由		※市 区 町 村		平成 年 月 日	
町 村 名		受付年月日			
※町 村 平成 年 月 日		※町 村 平成 年 月 日			
提 出 第 号		再 提 出 第 号			
<u>未支払児童扶養手当請求書</u>					
① 死 亡 者	(ふりがな)		証 書 番 号	第 号	
	氏 名				
② 請ある 求者 児童	(ふりがな)		支 払 希 望 金 融 機 関	名 称	口座番号
	氏 名				
	住 所		死亡した日	平成 年 月 日	
	住 所				
備考					
<p>児童扶養手当法に基づき、上記のとおり請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 ㊟</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p>					
※※資格喪失 平成 年 月 日			※※未支払手当 平成 年 月 日		
通 知 第 号			支 給 通 知		

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、請求者である児童が未支払の手当の支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称を記入してください。
- 2 請求者である児童に代わって支払金融機関で未支払の手当を受け取る人があるときは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である児童との続柄その他の関係を記入し、押印してください。

（表 面）

第 号			
<u>児童扶養手当認定通知書</u>			
受給者氏名		受給者住所	
対象児童氏名	(1)		(4)
	(2)		(5)
	(3)		(6)
対象児童数	人	支給 手当月額	円
支給 開始年月	平成 年 月分から	証書番号	第 号
備考			
<p>平成 年 月 日付で請求のありました児童扶養手当については、 上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			



◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(裏 面)

注 意

- 1 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれることになっています。
- 2 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 3 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（表 紙）

<p>児 童 扶 養 手 当 証 書</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長）</p>	
<p>有 効 期 限</p>	<p>平成 年7月31日</p>

(2ページ)

証 書 番 号 _____

受 給 者 氏 名 _____

生 年 月 日 _____

住 所 _____

手 当 月 額 _____ 円

支 給 対 象 児 童 数 _____ 人

支 給 開 始 年 月 _____ 平 成 _____ 年 _____ 月

支 払 金 融 機 関 _____

平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

都 道 府 県 知 事 (福 祉 事 務 所 長)

市 町 村 長 (福 祉 事 務 所 長)

印

(表 面)

第 号			
<u>児童扶養手当支給停止通知書</u>			
受給資格者 氏 名		証書番号	第 号
受給資格者 住 所			
支給停止の 期 間	平成 年 月分から	平成 年 月分まで	
支給停止の 金 額	円		
備 考			
<p>あなたは、児童扶養手当法（第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2）の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(裏 面)

注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出不ないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- 4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 5 この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

 - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号		<u>児童扶養手当認定請求却下通知書</u>	
氏 名			
住 所			
却 下 し た 理 由			
<p>平成 年 月 日付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

様式第十三号（第十八条関係）

第 号						<u>児童扶養手当額改定通知書</u>					
受給者	氏名					証書番号	第 号				
	住所										
新たに対象となる児童名		(1)				(2)					
改定前	対象児童数					改定後	対象児童数				
	手当月額	円				改定後	手当月額	円			
改定年月		平成 年 月から									
備考											
<p>上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p>市町村長（福祉事務所長）</p> <p>殿</p>											



注 意

- 1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

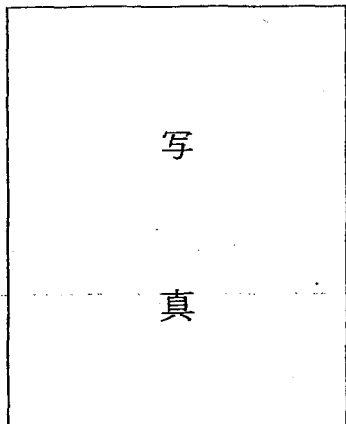
第 号 <u>児童扶養手当額改定請求却下通知書</u>			
請求者氏名		証書番号	第 号
請求者住所			
却下した理由			
<p>平成 年 月 日付けで児童扶養手当額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> } 印 </div>			

第 号			
<u>児童扶養手当資格喪失通知書</u>			
氏 名		証 書 番 号	第 号
住 所			
受給資格が なくなった 理 由			
受給資格が なくなった日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり、受給者は児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

印

児童扶養手当受給資格調査員証

第 号



官 職
又は職名

氏 名

生年月日

写

真

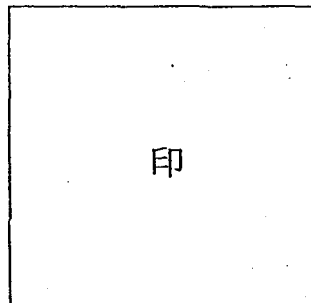
児童扶養手当法第29条に定める当該職員であることを証する。

平成 年 月 日 交付

都道府県知事 (福祉事務所長)

市町村長 (福祉事務所長)

印



(裏面)

児童扶養手当法 (抄)

(支給の制限)

第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- 4・5 (略)

(調査)

第29条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し、受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

- 2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第3条第1項若しくは第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより、手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。